

議会運営委員会

日 時 令和2年8月20日（木） 午後2時00分～
場 所 全員協議会室

1 議会基本条例の検証及び見直しについて【別紙No.1～4】

- (1) 第7章 第22条第1項（政務活動費の交付）
 - ・ 地方自治法上の位置づけ等の確認
 - ・ 検証及び見直し
- (2) 政務活動費の通信費（会派控室のWi-Fi使用料）の負担割合
- (3) 第1章 総則（第1条・第2条）及び
第2章 議会及び議員の活動原則（第3条～第5条）

2 議会基本条例の検討及び検証結果について【別紙No.5～7】

- (1) 各条項の評価結果の確認（第5条の2～第24条）
- (2) 条文の追加を検討するもの（災害に関する条文）

3 その他

議会基本条例検証項目一覧

章	見出し	条	条文	具体的方策・取組状況等	現状の課題、問題点など	検証	今後の方向性	
第1章	総則	目的	第1条	この条例は、議会及び議員に係る基本事項を定め、市民の信頼に応える責任ある活動により亀岡のまちづくりを推進し、市民福祉の増進に寄与することを目的とする。(H30一部改正)			<input type="checkbox"/> A：達成 <input type="checkbox"/> B：一部達成 <input type="checkbox"/> C：未達成 <input type="checkbox"/> 対象外	<input type="checkbox"/> 継続 <input type="checkbox"/> 取組検討 <input type="checkbox"/> 条項改正 <input type="checkbox"/> その他
		議会の役割	第2条	<p>議会は、市民の代表で構成する市の意思決定を行う議事機関であり、議決の責任を負う。</p> <p>2 議会は、行政活動の監視及び政策の立案を行う。</p>			<input type="checkbox"/> A：達成 <input type="checkbox"/> B：一部達成 <input type="checkbox"/> C：未達成 <input type="checkbox"/> 対象外	<input type="checkbox"/> 継続 <input type="checkbox"/> 取組検討 <input type="checkbox"/> 条項改正 <input type="checkbox"/> その他
第2章	議会及び議員の活動原則	議会の活動原則	第3条	議会は、次の各号に掲げる原則に基づき活動しなければならない。				
			(1) 公平性及び透明性を確保し、市民に開かれた議会運営を行うこと。			<input type="checkbox"/> A：達成 <input type="checkbox"/> B：一部達成 <input type="checkbox"/> C：未達成 <input type="checkbox"/> 対象外	<input type="checkbox"/> 継続 <input type="checkbox"/> 取組検討 <input type="checkbox"/> 条項改正 <input type="checkbox"/> その他	
			(2) 市民に積極的な情報公開を行うとともに、説明責任を果たすこと。			<input type="checkbox"/> A：達成 <input type="checkbox"/> B：一部達成 <input type="checkbox"/> C：未達成 <input type="checkbox"/> 対象外	<input type="checkbox"/> 継続 <input type="checkbox"/> 取組検討 <input type="checkbox"/> 条項改正 <input type="checkbox"/> その他	
			(3) 自由闊達な討議を行い、市政の課題に関する論点及び争点を明らかにするよう努めること。		①伸び伸びと意見を言える環境・雰囲気づくり。前例にとらわれず、新しいニーズを取り入れる。論点・争点をもっと明らかにする。[緑風会]	<input type="checkbox"/> A：達成 <input type="checkbox"/> B：一部達成 <input type="checkbox"/> C：未達成 <input type="checkbox"/> 対象外	<input type="checkbox"/> 継続 <input type="checkbox"/> 取組検討 <input type="checkbox"/> 条項改正 <input type="checkbox"/> その他	
			(4) 市政への市民参加を推進すること。			<input type="checkbox"/> A：達成 <input type="checkbox"/> B：一部達成 <input type="checkbox"/> C：未達成 <input type="checkbox"/> 対象外	<input type="checkbox"/> 継続 <input type="checkbox"/> 取組検討 <input type="checkbox"/> 条項改正 <input type="checkbox"/> その他	
			(5) 市民の意見を的確に把握し、市長等との対論を通じて、より良い政策及び施策の実現につながるよう努めること。		①各議員が市長等とコミュニケーションをとる。自覚、認識というか、信念をつらぬく。市民の意見をしっかりと聞いて、的確に市長等に伝える。[緑風会]	<input type="checkbox"/> A：達成 <input type="checkbox"/> B：一部達成 <input type="checkbox"/> C：未達成 <input type="checkbox"/> 対象外	<input type="checkbox"/> 継続 <input type="checkbox"/> 取組検討 <input type="checkbox"/> 条項改正 <input type="checkbox"/> その他	
第4条	議員の活動原則	第4条	議員は、次の各号に掲げる原則に基づき、活動しなければならない。					
		(1) 議会が言論の場であることを認識し、議員間の自由な討議を尊重すること。			<input type="checkbox"/> A：達成 <input type="checkbox"/> B：一部達成 <input type="checkbox"/> C：未達成 <input type="checkbox"/> 対象外	<input type="checkbox"/> 継続 <input type="checkbox"/> 取組検討 <input type="checkbox"/> 条項改正 <input type="checkbox"/> その他		
		(2) 市政の課題全般について、市民の意見を的確に把握するとともに、自らの資質の向上に努め、市民の代表としてふさわしい活動を行うこと。			<input type="checkbox"/> A：達成 <input type="checkbox"/> B：一部達成 <input type="checkbox"/> C：未達成 <input type="checkbox"/> 対象外	<input type="checkbox"/> 継続 <input type="checkbox"/> 取組検討 <input type="checkbox"/> 条項改正 <input type="checkbox"/> その他		
		(3) 議会の構成員として、一部の団体又は地域等に偏ることなく、市民全体の福祉の増進を目指して活動すること。(H30一部改正)			<input type="checkbox"/> A：達成 <input type="checkbox"/> B：一部達成 <input type="checkbox"/> C：未達成 <input type="checkbox"/> 対象外	<input type="checkbox"/> 継続 <input type="checkbox"/> 取組検討 <input type="checkbox"/> 条項改正 <input type="checkbox"/> その他		
第5条	会派	第5条	議員は、議会活動を行うため、会派を結成することができる。	【運用基準2】会派の役割を明確化				
		2 会派は、政策を中心とした同一の理念を共有する議員で構成し、活動する。			<input type="checkbox"/> A：達成 <input type="checkbox"/> B：一部達成 <input type="checkbox"/> C：未達成 <input type="checkbox"/> 対象外	<input type="checkbox"/> 継続 <input type="checkbox"/> 取組検討 <input type="checkbox"/> 条項改正 <input type="checkbox"/> その他		

議会基本条例検証項目一覧

章	見出し	条	条文	具体的方策・取組状況等	現状の課題、問題点など	検証	今後の方向性
第3章	市民と議会の関係	第5条の2	議員は、特定の市政の課題について会派を超えて共同して調査研究を行うため、政策研究会を結成することができる。	【運用基準2の2】政策研究会の要件等、調査活動形態 ・政策研究会を基本条例に規定(H28) H26:4名(児童虐待及びいじめ防止基本条例) H27:5名(農林観光政策) (※第14条の3にも記載)	①政策研究会のあり方、結成方法などを確認し、場合によっては見直すべき。[新清流会]	B一部達成	取組検討
			2 政策研究会は、政策立案又は政策提言の具現化を図り、活動の成果を議会活動に反映するよう努めるものとする。				
第3章	市民参加及び市民との連携	第6条	議会は、会議を原則公開とする。	【運用基準3】公式な会議の全てを公開対象 ・委員会傍聴を許可制から届出制に改正(委員会条例)		A達成	継続
			2 議会は、市民に対し積極的に議会審議等に係る情報を公開及び提供し、説明責任を果たさなければならない。	【運用基準3】傍聴者への資料提供 ・本会議のライブ中継・録画配信(H21.12～) ・議会報告会の開催(※第7条にも記載) ・土曜議会開催(H22.3・H24.3代表、H25.3個人) ・議案の賛否状況の公開 ・委員会記録・資料の公開(H23.9～) ・議会だよりの充実(H24.4～16P改編) ・一般質問通告の具体化(H24.6～) ・予算・決算審査の録画配信(H25.9～) ・会議録検索システムの公開・機能性向上 ・フェイスブックによる情報発信(H26.4～) ・傍聴規則の改正(H27.1)→筆記のためのPC利用等、現状に即して見直し ・議長記者会見の実施(H27) ・議会バックボードの作成(H27) ・本会議のライブ中継・録画配信のスマートデバイス対応(H29) (※第16条にも記載)	①常任委員会のライブ中継・録画配信の実施。[新清流会] ②YouTubeほか、委員会のネット配信。[緑風会] ③記者会見のバックボードがいつも同じ。旬のものを掲載する。記者会見時には、コマercialを行う。[緑風会] ④タブレット端末とWi-Fi環境の整備。[公明党議員団]	B一部達成	取組検討
			3 議会は、参考人制度及び公聴会制度を活用し、専門的知見又は政策的意見を討議に反映させるよう努めるものとする。	・参考人制度の活用 H25:4回(常任委員会・決算特別) H26:4回(常任委員会・議運・決算特別) H28:1回(常任委員会) H30:1回(常任委員会)	①一部ではできているが、参考人制度の活用ができていない。利害関係者や学識経験者を活用し、意見を積極的に取り入れていく。時には専門家を入れて議論していく。[緑風会]	A達成	継続
			4 議会は、請願及び陳情を政策提言と位置付け、その審議等において、当該請願又は陳情の提出者が希望した場合は、その意見を聴く機会を設けることができるものとする。	【運用基準4】会議における請願者等の意見陳述機会を制度化(手続きを規定) H27:5回、H28:2回、H29:5回、H30:7回、R1:6回		A達成	継続
			5 議会は、市民の多様な意見を把握し、議会活動に反映させるとともに、市民が議会の活動に参加する機会の充実を図るものとする。	・意見交換会(わがまちトーク、委員会の意見交換会)等の開催(第7条に記載) ・議員団研修の公開 ・議場の多目的活用(亀岡祭くじ取り式等) ・定数、報酬のパブコメ実施等(H26) ・子ども議会、高校生議会、中学生議会を実施(H27、H28、H30)		A達成	継続

議会基本条例検証項目一覧

章	見出し	条	条文	具体的方策・取組状況等	現状の課題、問題点など	検証	今後の方向性
第4章	議会報告会等	第7条	<p>議会は、議会の説明責任を果たすとともに、市民の意見を議会活動に反映させるため、議会報告会を行うものとする。(H30一部改正)</p>	<ul style="list-style-type: none"> 各定例会後に議会報告会を開催(H22.11～H25.11) 各定例会後に議会報告＆わがまちトークを開催(H25.5～H28.2) 3月、9月定例会後に議会報告会を開催(H28.4～H29.10) ※議会報告会を「毎年開催するものとする」を「行うものとする」に改正(H30) 	<p>①議会報告会が開催されていない状態が続いているが、議会報告とそれをもとにした市民との意見交換や広聴活動は必要であり、改善が求められる。わがまちトーク(自治会版)は、ある程度形になってきたが、団体やテーマごとのものが未開催が続き、対策が必要。[共産党議員団]</p>	B一部達成	取組検討
			<p>2 議会は、議会の政策形成等に関して、市民との意見交換の場を多様に設けるものとする。</p>	<p>【運用基準5】意見交換会の実施フロー</p> <ul style="list-style-type: none"> 委員会の意見交換会の開催 H27:2回(NPO子育てネットワーク、観光協会) H28:1回(商店街連盟) H29:2回(体験型子ども食堂、商工業団体) H30:2回(京都府2回) R1:4回(タクシー事業者、観光協会、監査委員事務局、京都府) わがまちトーク(テーマ別)の開催 H27:1回(NPO団体) わがまちトーク(自治会版)の開催 H28:5回、H29:4回、H30:7回、R1:回 わがまちトーク(各種団体版)の開催 H29:1回(成人式実行委員会) 		A達成	継続
第4章	議員と市長等の関係	第8条	<p>議会審議における議員と市長等は、次の各号に掲げるところにより、緊張関係の保持に努めなくてはならない。</p>				
			<p>(1) 議員は、本会議における一般質問等を行うに当たっては、市政の課題に関する論点及び争点を明確にして行うものとする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 質問通告書様式変更(具体化)(H24.6～) 一問一答制の導入(個人質問) 		A達成	継続
			<p>(2) 本会議及び委員会に出席した市長等及びその他の職員は、議長又は委員長の許可を得て、議員の質問又は質疑に対して反問を行うことができる。</p>	<p>【運用基準6】反問権の拡大(制限の撤廃)により、目的・手続きを明確化</p>		A達成	継続
第4章	議会審議における論点の明確化	第9条	<p>議会は、市長が提案する重要な政策等について、議会審議における論点を明確にし、その水準を高めるために、市長に対し、次の各号に掲げる事項について明らかにするよう求めるものとする。</p> <p>(1) 提案の理由及び経緯 (2) 他の自治体の類似する政策等との比較検討 (3) 市民参加の実施の有無とその内容 (4) 総合計画との整合性 (5) 政策等の実施に係る財源措置 (6) 将来にわたる政策等のコスト計算</p>				
			<p>2 議会は、提案される予算及び決算の審議に当たっては、前項の規定に準じて、わかりやすい施策別又は事業別の説明資料を作成するよう求めるものとする。</p>	<p>【運用基準7】予算、決算審査時の説明資料</p> <ul style="list-style-type: none"> 予算「一般会計当初予算案施策の概要」 決算「主要施策報告書」 	<p>①質疑時間の確保と充実を図るため、予算審査資料等を充実すべき。(細かな説明を省くための資料提出が必要) [新清流会]</p>	B一部達成	取組検討

議会基本条例検証項目一覧

章	見出し	条	条文	具体的方策・取組状況等	現状の課題、問題点など	検証	今後の方向性
関係	政策執行に対する評価	第10条	議会は、市長等が行う政策について、市民福祉増進の観点から不断に点検するとともに、その有効性及び効率性等について評価しなければならない。(H30一部改正)	【運用基準8】事務事業評価を発展して対応	①事務事業評価のあり方、具体的な改善(項目と評価方法等)について、引き続き論議が必要。[共産党議員団]	B一部達成	取組検討
		第10条の2	議会又は議員は、市長等に対して、文書により質問することができる。	【運用基準10】文書質問の手続きを規定 ・通年議会実施にあわせ改正(H30) H24:2回、H25:2回、H26:1回、H27:1回、H28:1回	①通年議会となってどのように取り扱うのか。会期中の取り扱いについて、再確認する必要がある。[新清流会]	B一部達成	取組検討
		第10条の3	議会は、本会議において可決した決議及び採択した請願が市政執行に関するものであるときは、市長等に対し、当該決議及び請願に関する事後の状況、対応等を遅滞なく報告するよう求めるものとする。	【運用基準11】決議(附帯決議)・請願への対応義務付け(条例改正で追加) H28:1回(請願:私立幼稚園就園補助金) H30:1回(附帯決議:一般会計決算) R1:1回(附帯決議:一般会計決算) R2:2回(附帯決議:一般会計予算、プラスチック製レジ袋条例)	①今回もそうだが、附帯決議を平気で反故にしてくるような状況があり、懸念している。[共産党議員団]	A達成	継続
第5章	議会の機能の強化	96・2 第11条	地方自治法第96条第2項の議会の議決事項は、議会が、市政における重要な政策の決定に参画する観点と、市長の政策執行上の必要性を比較し、別に条例で定める。	【運用基準9】議決事項を拡大するときは理事者と協議し、十分な準備期間を与える ・議決事項追加(H22) →総合計画の基本構想及び基本計画(H28特別委員会設置による審査を実施)		A達成	継続
		第12条	議会は、市政の課題に関する調査のため必要があると認めるときは、議決により、学識経験を有する者等で構成する調査機関を設置することができる。 2 議会は、必要があると認めるときは、前項の調査機関に、議員を構成員として加えることができる。 3 第1項の調査機関に関し必要な事項は、議長が別に定める。	【運用基準12】調査機関の設置は、議決の後要綱を定めて運営する。(事例なし)	①設置することができるという規定に課題はないが、具体的に生かし切れていない。事例がないままでよいのか。[共産党議員団]	A達成	継続
		第13条	定例会の回数及び会期は、議案の審議等にあたり、議会の機能を十分発揮できる期間を確保し、決定する。 2 定例会の招集の回数は、別に条例で定める。	・常任委員会審査の原則別日開催 ・通年議会の導入(H30)		A達成	継続

議会基本条例検証項目一覧

章	見出し	条	条文	具体的方策・取組状況等	現状の課題、問題点など	検証	今後の方向性
第6章 議会の運営	議員間の自由討議	第14条	議員は、議会が自由な議論を行う場であることを認識しなければならない。			A達成	継続
			2 議員は、議会の運営及び議案等の審議又は審査において、議員相互間の自由討議に努め、議論を尽くし、議会の意思を決定しなければならない。	【運用基準13】委員間討議の実施目的、審査順序及び討議方法を明確化(H28)		A達成	継続
			3 議員は、議員相互間の自由討議により合意形成し、政策立案、政策提言等を積極的に行うよう努めるものとする。	政策研究会 H26:4名(児童虐待及びいじめ防止基本条例) H27:5名(農林観光政策) 環境厚生常任委員会 H29(子どもの貧困について政策提言) 総務文教常任委員会、産業建設常任委員会 R2(新型コロナ対策について政策提言)		A達成	継続
	委員会等の活動	第15条	委員会は、その特性を活かし、専門的及び具体的な議論により、議案等の審査及び所管事項に関する事務の調査を行わなければならない。	・常任委員会の月例開催 ・監査委員の常任委員就任		A達成	継続
			第16条	議会は、情報通信技術の発達を踏まえた多様な手段を活用し、広く市民の議会や市政に対する関心を高めるよう、効果的な広報広聴活動に努めるものとする。	【運用基準14】広報広聴を所管する組織の設置等 ・広報広聴特別委員会の設置(H23～) ・広報広聴会議の設置(H25～) ・ソーシャルメディア運用方針、運用ガイドラインの策定、フェイスブックの開設(H26.4～) ・無料アプリ「マチイロ」(i広報紙)の運用開始(H28～) ・本会議のライブ中継・録画配信のスマートデバイス対応(H29～)	①Instagram等、ソーシャルメディアを活用する。[緑風会] ②タブレット端末を活用する。[緑風会] ③インターネット回線の整備。[緑風会] ④議会だよりの紙面改革は他市からも注目されるようになった。(新しい取組ではないが)地道にやっている。[共産党議員団]	B一部達成
	議員研修の充実	第17条	議会は、議員の政策形成及び立案能力の向上等を図るため、議員研修の充実強化を図るものとする。	【運用基準15】議員団の主催により行う。加えて府市町村振興協会等が主催する各種研修会へ積極的に参加 ・議員の紹介又は提案等により講師を招へい	①研修機会のあり方を検討すべき。年3回でよいのか。予算面も含め、どう充実させていくのか。[新清流会] ②講師の招へいが、一部の議員の提案で先に決まっっていて、議会運営委員会や幹事会でちゃんと諮られていない。[共産党議員団]	B一部達成	取組検討
			議会事務局	第18条	議会は、議会の政策形成機能を向上させ、議会活動を円滑かつ効率的に行うため、議会事務局の機能強化及び組織体制の整備に努めるものとする。		①条例制定の充実。専門家を入れて学習・活用。[緑風会]
	2 議長は、議員の政策形成及び立案能力の向上のため、議会事務局の調査・法務機能の充実強化を図るよう努めるものとする。				①条例の制定を行う上での整備ができていない。京都府、市町村議長会で専門的な人材を紹介してもらい活用していく。コミュニケーションをとる。[緑風会]	A達成	継続
	議員の政治倫理	第19条	議員は、市民の厳粛な信託に応じるため、高い倫理的義務が課せられていることを自覚し、議員としての品位を保持しなければならない。	・政治倫理条例の制定(H20.3)		A達成	継続
			2 議員の政治倫理は、別に条例で定める。				

議会基本条例検証項目一覧

章	見出し	条	条文	具体的方策・取組状況等	現状の課題、問題点など	検証	今後の方向性	
第7章 議員の政治倫理及び待遇等	議員定数	第20条	議員定数の改正に当たっては、行財政改革の視点だけでなく、市政の現状と課題、将来の予測と展望を考慮するものとする。	・議員定数の検討(H26)→定数2人削減	①議員定数を削減したことの有効性が見出せない。検証もされていない。いろいろな地域・年代層から、二元代表制の一翼を担う市議会議員を選出しようという機運が高まるよう、定数や報酬は維持・向上されなければならない。[共産党議員団]	A達成	継続	
		2	議員定数は、別に条例で定める。					
	議員報酬	第21条	議員は、議員報酬が市民の負託を受けた議員の職務遂行に対し支給されるものであることを自覚しなければならない。	・議員報酬の検討(H26)→現行維持 ・実費相当分に係る費用弁償の復活(H28) ・期末手当の減額(R2)			B一部達成	取組検討
		2	議員報酬は、別に条例で定める。					
	政務活動費	第22条		政務活動費は、政策の立案及び提案並びに市政に関する調査研究その他の活動に資するために交付するものとする。			<input type="checkbox"/> A：達成 <input type="checkbox"/> B：一部達成 <input type="checkbox"/> C：未達成 <input type="checkbox"/> 対象外	<input type="checkbox"/> 継続 <input type="checkbox"/> 取組検討 <input type="checkbox"/> 条項改正 <input type="checkbox"/> その他
2			政務活動費の交付に関する条例に定めるところにより、政務活動費の交付を受けた会派又は議員は、これを適正に執行しなければならない。	・政務活動費運用基準に沿った運用	①政務活動費は増額の検討を要する。[会派に属さない議員] ②政務活動費の通信費（会派控室のWi-Fi使用料）の負担割合について検討。	B一部達成	取組検討	
3			議会は、政務活動費の用途について公開しなければならない。	【運用基準16】政務活動費収支報告書の公開		A達成	継続	
第8章 最高規範性及び検証等	最高規範性	第23条	この条例は、議会における最高規範である。			A達成	継続	
	最高規範性及び検証等	第24条	議会は、この条例の目的が達成されているかどうかを定期的に検証し、必要があると認めるときは、この条例の規定について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。	【運用基準17】任期中間年及び最終年に議運で実施 (前回:H30.6~12(任期最終年に実施))		A達成	継続	

・災害時等のマニュアルは整備されているが、その根拠が基本条例に見当たらない。
[新清流会]

検討

地方自治法（政務活動費部分の抜粋）

第100条

14 普通地方公共団体は、条例の定めるところにより、その議会の議員の調査研究その他の活動に資するため必要な経費の一部として、その議会における会派又は議員に対し、政務活動費を交付することができる。この場合において、当該政務活動費の交付の対象、額及び交付の方法並びに当該政務活動費を充てることができる経費の範囲は、条例で定めなければならない。

15 前項の政務活動費の交付を受けた会派又は議員は、条例の定めるところにより、当該政務活動費に係る収入及び支出の報告書を議長に提出するものとする。議長は、第14項の政務活動費については、その使途の透明性の確保に努めるものとする。

亀岡市議会政務活動費の交付に関する条例

（趣旨）

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第100条第14項から第16項までの規定に基づき、亀岡市議会議員（以下「議員」という。）の調査研究その他の活動に資するため必要な経費の一部として、亀岡市議会（以下「議会」という。）における会派（以下「会派」という。）に対し政務活動費を交付することに関し必要な事項を定めるものとする。

（交付対象）

第2条 政務活動費は、議会における会派（所属議員が1人の場合を含む。）に対して交付する。

（交付額及び交付の方法）

第3条 政務活動費は、議員1人当たり月額15,000円とし当該年度の3月分までを一括して交付する。

2 政務活動費は、毎年4月1日（以下「基準日」という。）における当該会派の所属議員数に前項の額を乗じて得た額を5月末日までに交付する。ただし、年度の途中において議員の任期が満了する場合は、前項の規定にかかわらず任期満了日の属する月までの月数分を交付する。

3 年度の途中において新たに結成された会派に対しては、結成された日の属する月の翌月分からの政務活動費を速やかに交付する。

4 基準日において議員の辞職、失職、除名若しくは死亡又は所属会派からの脱会があった場合は、当該議員は第2項の所属議員に含まないものとし、同日において議会の解散があった場合は、当月分の政務活動費は交付しない。

（所属議員数の異動に伴う調整）

第4条 政務活動費の交付を受けた会派が、年度の途中において所属議員数に異動が生じた場合、異動が生じた日の属する月の翌月の末日までに、既に交付した政務活動費の額が異動後の議員数に基づいて算定した政務活動費の額を下回るときは、市長は

当該下回る額を追加して交付し、既に交付した額が異動後の議員数に基づいて算定した額を上回る場合は、会派は当該上回る額を返還しなければならない。

2 政務活動費の交付を受けた会派が、年度の途中において解散したときは、会派は、解散の日の属する月の翌月分以降の政務活動費を返還しなければならない。

(政務活動費を充てることができる経費の範囲)

第5条 政務活動費は、会派が行う調査研究、研修、広報、広聴、住民相談、要請、陳情、各種会議への参加等市政の課題及び住民の意思を把握し、市政に反映させる活動その他住民福祉の増進を図るために必要な活動（次項において「政務活動」という。）に要する経費に対して交付する。

2 政務活動費は、別表で定める政務活動に要する経費に充てることができるものとする。

(経理責任者)

第6条 会派は、政務活動費に関する経理責任者（以下「経理責任者」という。）を置かなければならない。

(収支報告書の提出)

第7条 政務活動費の交付を受けた会派の経理責任者は、規則で定める政務活動費収支報告書（以下「収支報告書」という。）を作成し、領収書の写し又はこれに準ずる書類を添えて、議長に提出しなければならない。

2 前項の収支報告書は、前年度の交付に係る政務活動費について、毎年4月30日までに提出しなければならない。

3 政務活動費の交付を受けた会派が解散したときは、前項の規定にかかわらず、当該会派の経理責任者であった者は、解散の日から14日以内に第1項の収支報告書を提出しなければならない。

(政務活動費の返還)

第8条 政務活動費の交付を受けた会派は、その年度において交付を受けた政務活動費の総額から、当該会派がその年度において第5条に定める経費の範囲に基づいて支出した総額を控除して残余がある場合、当該残余の額に相当する額の政務活動費を返還しなければならない。

(収支報告書の保存及び閲覧)

第9条 議長は、第7条第1項の規定により提出された収支報告書を、政務活動費の交付を受けた年度の翌年から起算して5年を経過するまで保存しなければならない。

2 何人も、議長に対し、前項の収支報告書の閲覧を請求することができる。

(透明性の確保)

第10条 議長は、第7条第1項の規定により提出された収支報告書について必要に応じて調査を行う等、政務活動費の適正な運用を期すとともに、使途の透明性の確保に努めるものとする。

(委任)

第11条 この条例に定めるもののほか、政務活動費の交付に関し必要な事項は、市長が規則で定める。

政務活動費の通信費（会派控室の Wi-Fi 使用料）の負担割合について

他の議会の状況（会派控室の Wi-Fi 使用料）

議会名	政務活動費からの支出	備考
京都府	10 / 10	
宇治市	議員の申し出による按分にて、支出 (10 / 10 は認めていない)	
八幡市	10 / 10	
兵庫県	議員の申し出により、 1 / 2 もしくは 1 / 4 の按分にて、支出	
福岡市	9 / 10 (10 / 10 は認めていない)	

議会名	政務活動費からの支出	備考
京丹後市	認めない	<ul style="list-style-type: none"> ・インターネット経費を政務活動費から支出することを認めない。 ・全ての経費において按分を認めない。
高槻市	認めない	<ul style="list-style-type: none"> ・インターネット経費を政務活動費から支出することを認めない。 ・全ての経費において按分を認めない。

亀岡市政務活動費に関する運用基準（抜粋）

○政務活動費の透明性の確保

「市民にわかりやすい運用とするため、電話料金や自動車のガソリン代など、政務活動と議員個人活動が混在している場合は、充当しないものとする。」

○調査研究費

文書通信費【文書の発送費、通信費（インターネット使用料含む）等】

全国市議会議長会 政務活動費に関するQ&A（抜粋）

～政務活動費と按分～

Q 按分して支出する場合の按分割合について、どのような考えが示されていますか。

A 按分割合については、政務活動とそれ以外の活動が渾然一体化し、両者の区分や割合が合理的な方法で算定困難な場合、以前は1／3とする判例もありましたが、最近では、2分の1を基本とする判例が見受けられます。しかしながら、証拠書類の提出などにより、政務活動の実態等が把握された場合、2分の1を超える按分割合に変更したり、逆に2分の1を下回る按分割合に変更する判例もあります。活動の実態にかかわらず、2分の1以下に按分さえしていれば、常に政務活動費の支出が適法になるということではありません。

議会基本条例検証項目一覧

章	見出し	条	条文	具体的方策・取組状況等	現状の課題、問題点など	検証	今後の方向性	
第1章	総則	目的	第1条	この条例は、議会及び議員に係る基本事項を定め、市民の信頼に応える責任ある活動により亀岡のまちづくりを推進し、市民福祉の増進に寄与することを目的とする。(H30一部改正)			<input type="checkbox"/> A：達成 <input type="checkbox"/> B：一部達成 <input type="checkbox"/> C：未達成 <input type="checkbox"/> 対象外	<input type="checkbox"/> 継続 <input type="checkbox"/> 取組検討 <input type="checkbox"/> 条項改正 <input type="checkbox"/> その他
		議会の役割	第2条	議会は、市民の代表で構成する市の意思決定を行う議事機関であり、議決の責任を負う。 2 議会は、行政活動の監視及び政策の立案を行う。			<input type="checkbox"/> A：達成 <input type="checkbox"/> B：一部達成 <input type="checkbox"/> C：未達成 <input type="checkbox"/> 対象外	<input type="checkbox"/> 継続 <input type="checkbox"/> 取組検討 <input type="checkbox"/> 条項改正 <input type="checkbox"/> その他
第2章	議会及び議員の活動原則	議会の活動原則	第3条	議会は、次の各号に掲げる原則に基づき活動しなければならない。 (1) 公平性及び透明性を確保し、市民に開かれた議会運営を行うこと。 (2) 市民に積極的な情報公開を行うとともに、説明責任を果たすこと。 (3) 自由闊達な討議を行い、市政の課題に関する論点及び争点を明らかにするよう努めること。 (4) 市政への市民参加を推進すること。 (5) 市民の意見を的確に把握し、市長等との対論を通じて、より良い政策及び施策の実現につながるよう努めること。			<input type="checkbox"/> A：達成 <input type="checkbox"/> B：一部達成 <input type="checkbox"/> C：未達成 <input type="checkbox"/> 対象外	<input type="checkbox"/> 継続 <input type="checkbox"/> 取組検討 <input type="checkbox"/> 条項改正 <input type="checkbox"/> その他
			第3条	①伸び伸びと意見を言える環境・雰囲気づくり。前例にとらわれず、新しいニーズを取り入れる。論点・争点をもっと明らかにする。[緑風会]		<input type="checkbox"/> A：達成 <input type="checkbox"/> B：一部達成 <input type="checkbox"/> C：未達成 <input type="checkbox"/> 対象外	<input type="checkbox"/> 継続 <input type="checkbox"/> 取組検討 <input type="checkbox"/> 条項改正 <input type="checkbox"/> その他	
			第3条	①各議員が市長等とコミュニケーションをとる。自覚、認識というか、信念をつらぬく。市民の意見をしっかりと聞いて、的確に市長等に伝える。[緑風会]		<input type="checkbox"/> A：達成 <input type="checkbox"/> B：一部達成 <input type="checkbox"/> C：未達成 <input type="checkbox"/> 対象外	<input type="checkbox"/> 継続 <input type="checkbox"/> 取組検討 <input type="checkbox"/> 条項改正 <input type="checkbox"/> その他	
			第4条	議員は、次の各号に掲げる原則に基づき、活動しなければならない。 (1) 議会が言論の場であることを認識し、議員間の自由な討議を尊重すること。 (2) 市政の課題全般について、市民の意見を的確に把握するとともに、自らの資質の向上に努め、市民の代表としてふさわしい活動を行うこと。 (3) 議会の構成員として、一部の団体又は地域等に偏ることなく、市民全体の福祉の増進を目指して活動すること。(H30一部改正)			<input type="checkbox"/> A：達成 <input type="checkbox"/> B：一部達成 <input type="checkbox"/> C：未達成 <input type="checkbox"/> 対象外	<input type="checkbox"/> 継続 <input type="checkbox"/> 取組検討 <input type="checkbox"/> 条項改正 <input type="checkbox"/> その他
			第4条	【運用基準2】会派の役割を明確化		<input type="checkbox"/> A：達成 <input type="checkbox"/> B：一部達成 <input type="checkbox"/> C：未達成 <input type="checkbox"/> 対象外	<input type="checkbox"/> 継続 <input type="checkbox"/> 取組検討 <input type="checkbox"/> 条項改正 <input type="checkbox"/> その他	
			第5条	議員は、議会活動を行うため、会派を結成することができる。 2 会派は、政策を中心とした同一の理念を共有する議員で構成し、活動する。			<input type="checkbox"/> A：達成 <input type="checkbox"/> B：一部達成 <input type="checkbox"/> C：未達成 <input type="checkbox"/> 対象外	<input type="checkbox"/> 継続 <input type="checkbox"/> 取組検討 <input type="checkbox"/> 条項改正 <input type="checkbox"/> その他

議会基本条例の検証結果等について（第5条の2～第24条）

【検証結果】

◎評価項目数 33項目・評価結果A 23項目・評価結果B 10項目 → うち「取組検討」としたもの：10項目◎本日の評価 1項目 → 第22条第1項（政務活動費）◎条文の追加を検討するもの 1項目 → 災害に関する根拠条文

(1) 各条項の評価結果の確認（10項目）

No.	条文	区分	意見等
1	<p><第5条の2> 議員は、特定の市政の課題について会派を超えて共同して調査研究を行うため、政策研究会を結成することができる。</p> <p>2 政策研究会は、政策立案又は政策提言の具現化を図り、活動の成果を議会活動に反映するよう努めるものとする。</p>	B 取組 検討	◎亀岡市議会として、具体的に政策研究ができるように、旅費を支給することも含め考えていく。
2	<p><第6条-2> 議会は、市民に対し積極的に議会審議等に係る情報を公開及び提供し、説明責任を果たさなければならない。</p> <p>①常任委員会のライブ中継・録画配信の実施。 ②YouTube ほか、委員会のネット配信。 ③記者会見のバックボードがいつも同じ。旬のものを掲載する。記者会見時には、コマーシャルを行う。 ④タブレット端末とWi-Fi 整備。</p>	B 取組 検討	①②公開という観点から、常任委員会の配信を検討する。 ③議会をアピールするために、議長記者会見を補完することも含め、工夫して検討していけばよい。 ④別途協議の場を設置する。

No.	条文	区分	意見等
3	<第7条-1、2> 議会は、議会の説明責任を果たすとともに、市民の意見を議会活動に反映させるため、議会報告会を行うものとする。【議会報告会】	B 取組 検討	◎見出しを第1項、第2項あわせた形にすることはできないか。議会報告会の条文は残しておくべき。「市民との意見交流の場」とすれば、整合が図れるのではないか。
	2 議会は、議会の政策形成等に関して、市民との意見交換の場を多様に設けるものとする。	A 達成	※この内容については、「A達成」で評価されたが、一体的に検討することとされており、参考のため記載しています。
4	<第9条-2> 議会は、提案される予算及び決算の審議に当たっては、前項の規定に準じて、わかりやすい施策別又は事業別の説明資料を作成するよう求めるものとする。【委員会時の説明資料】	B 取組 検討	◎適切な資料を執行部に求めることとする。
5	<第10条> 議会は、市長等が行う政策について、市民福祉増進の観点から不断に点検するとともに、その有効性及び効率性等について評価しなければならない。【事務事業評価】	B 取組 検討	※事務事業評価表は新たに作成したが、試験的に導入するため、「取組検討」としている。
6	<第10条の2> 議会又は議員は、市長等に対して、文書により質問することができる。【文書質問】	B 取組 検討	◎各会派にわかりやすく伝えることとする。
7	<第16条> 議会は、情報通信技術の発達を踏まえた多様な手段を活用し、広く市民の議会や市政に対する関心を高めるよう、効果的な広報広聴活動に努めるものとする。 ①Instagram 等、ソーシャルメディアの活用。 ②タブレット端末の活用。 ③インターネット回線の整備。	B 取組 検討	①Facebook だけではなく情報を広く周知する方法も検討する。 ②別途協議の場を設置する。 ③別途協議の場を設置する。

No.	条文	区分	意見等
8	<p><第17条> 議会は、議員の政策形成及び立案能力の向上等を図るため、議員研修の充実強化を図るものとする。 【議員研修の充実】</p>	B 取組 検討	<p>◎研修テーマを事前に諮り、決定すべき。 ◎予算の範囲内で検討すべき。 ◎研修を充実するためには、回数や内容の見直しが必要。</p>
9	<p><第21条-1、2> 議員は、議員報酬が市民の負託を受けた議員の職務遂行に対し支給されるものであることを自覚しなければならない。 2 議員報酬は、別に条例で定める。 【議員報酬】</p>	B 取組 検討	<p>◎各会派から課題や問題点はないが、様々な議論がある。議員報酬の問題を検討する場を設けるのか、報酬審議会で審議していただくか、他市の状況を踏まえ今後検討する。</p>
10	<p><第22条-2> 政務活動費の交付に関する条例に定めるところにより、政務活動費の交付を受けた会派又は議員は、これを適正に執行しなければならない。 【政務活動費】</p>	B 取組 検討	<p>◎どのような地方自治法の位置づけにより、政務活動費が支出されているのか。法と条例の該当部分の内容を資料として検討する。</p>

(2) 条文の追加を検討するもの(1項目)

No.	内容	区分	意見等
1	<p>災害時等のマニュアルは整備されているが、その根拠が基本条例に見当たらない。</p>	検討	<p>◎第2章の議員の活動原則の部分に入れられるか検討する。</p>

亀岡市議会基本条例

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、議会及び議員に係る基本事項を定め、市民の信頼に応える責任ある活動により亀岡のまちづくりを推進し、市民福祉の増進に寄与することを目的とする。

(議会の役割)

第2条 議会は、市民の代表で構成する市の意思決定を行う議事機関であり、議決の責任を負う。

2 議会は、行政活動の監視及び**政策の立案**を行う。

第2章 議会及び議員の活動原則

(議会の活動原則)

第3条 議会は、次の各号に掲げる原則に基づき活動しなければならない。

- (1) 公平性及び透明性を確保し、市民に開かれた議会運営を行うこと。
- (2) 市民に積極的な情報公開を行うとともに、説明責任を果たすこと。
- (3) 自由闊達な討議を行い、市政の課題に関する論点及び争点を明らかにするよう努めること。
- (4) 市政への市民参加を推進すること。
- (5) 市民の意見を的確に把握し、市長等との対論を通じて、より良い**政策及び施策の実現**につながるよう努めること。

(議員の活動原則)

第4条 議員は、次の各号に掲げる原則に基づき、活動しなければならない。

- (1) 議会が言論の場であることを認識し、議員間の自由な討議を尊重すること。
- (2) 市政の課題全般について、市民の意見を的確に把握するとともに、自らの資質の向上に努め、市民の代表としてふさわしい活動を行うこと。
- (3) 議会の構成員として、一部の団体又は地域等に偏ることなく、市民全体の福祉の増進を目指して活動すること。

(会派)

第5条 議員は、議会活動を行うため、会派を結成することができる。

2 会派は、政策を中心とした同一の理念を共有する議員で構成し、活動する。

(政策研究会)

第5条の2 議員は、特定の市政の課題について会派を超えて共同して調査研究を行うため、政策研究会を結成することができる。

2 政策研究会は、**政策立案又は政策提言の具現化を図り**、活動の成果を議会活動に反映するよう努めるものとする。

第3章 市民と議会の関係

(市民参加及び市民との連携)

第6条 議会は、会議を原則公開とする。

2 議会は、市民に対し積極的に議会審議等に係る情報を公開及び提供し、説明責任を果たさなければならない。

3 議会は、参考人制度及び公聴会制度を活用し、専門的知見又は政策的意見を討議に反映させる

よう努めるものとする。

- 4 議会は、請願及び陳情を政策提言と位置付け、その審議等において、当該請願又は陳情の提出者が希望した場合は、その意見を聴く機会を設けることができるものとする。
- 5 議会は、市民の多様な意見を把握し、議会活動に反映させるとともに、市民が議会の活動に参加する機会の充実を図るものとする。

(議会報告会等)

第7条 議会は、議会の説明責任を果たすとともに、市民の意見を議会活動に反映させるため、議会報告会を行うものとする。

- 2 議会は、議会の政策形成等に関して、市民との意見交換の場を多様に設けるものとする。

第4章 議会と市長等の関係

(議員と市長等の関係)

第8条 議会審議における議員と市長等は、次の各号に掲げるところにより、緊張関係の保持に努めなくてはならない。

- (1) 議員は、本会議における一般質問等を行うに当たっては、市政の課題に関する論点及び争点を明確にして行うものとする。
- (2) 本会議及び委員会に出席した市長等及びその他の職員は、議長又は委員長の許可を得て、議員の質問又は質疑に対して反問を行うことができる。

(議会審議における論点の明確化)

第9条 議会は、市長が提案する重要な政策等について、議会審議における論点を明確にし、その水準を高めるために、市長に対し、次の各号に掲げる事項について明らかにするよう求めるものとする。

- (1) 提案の理由及び経緯
 - (2) 他の自治体の類似する政策等との比較検討
 - (3) 市民参加の実施の有無とその内容
 - (4) 総合計画との整合性
 - (5) 政策等の実施に係る財源措置
 - (6) 将来にわたる政策等のコスト計算
- 2 議会は、提案される予算及び決算の審議に当たっては、前項の規定に準じて、わかりやすい施策別又は事業別の説明資料を作成するよう求めるものとする。

(政策執行に対する議会の評価)

第10条 議会は、市長等が行う政策について、市民福祉増進の観点から不断に点検するとともに、その有効性及び効率性等について評価しなければならない。

(文書による質問)

第10条の2 議会又は議員は、市長等に対して、文書により質問することができる。

(決議等への対応)

第10条の3 議会は、本会議において可決した決議及び採択した請願が市政執行に関するものであるときは、市長等に対し、当該決議及び請願に関する事後の状況、対応等を遅滞なく報告するよう求めるものとする。

第5章 議会の機能の強化

(地方自治法第96条第2項の議決事項)

第11条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第2項の議会の議決事項は、議会が、市政における重要な政策の決定に参画する観点と、市長の政策執行上の必要性を比較し、別に条例で定める。

(調査機関の設置)

第12条 議会は、市政の課題に関する調査のため必要があると認めるときは、議決により、学識経験を有する者等で構成する調査機関を設置することができる。

2 議会は、必要があると認めるときは、前項の調査機関に、議員を構成員として加えることができる。

3 第1項の調査機関に関し必要な事項は、議長が別に定める。

第6章 議会の運営

(定例会の回数及び会期)

第13条 定例会の回数及び会期は、議案の審議等にあたり、議会の機能を十分発揮できる期間を確保し、決定する。

2 定例会の招集の回数は、別に条例で定める。

(議員間の自由討議)

第14条 議員は、議会が自由な議論を行う場であることを認識しなければならない。

2 議員は、議会の運営及び議案等の審議又は審査において、議員相互間の自由討議に努め、議論を尽くし、議会の意思を決定しなければならない。

3 議員は、議員相互間の自由討議により合意形成し、**政策立案、政策提言**等を積極的に行うよう努めるものとする。

(委員会の活動)

第15条 委員会は、その特性を活かし、専門的及び具体的な議論により、議案等の審査及び所管事項に関する事務の調査を行わなければならない。

(広報広聴の充実)

第16条 議会は、情報通信技術の発達を踏まえた多様な手段を活用し、広く市民の議会や市政に対する関心を高めるよう、効果的な広報広聴活動に努めるものとする。

(議員研修の充実)

第17条 議会は、**議員の政策形成及び立案能力の向上等を図るため**、議員研修の充実強化を図るものとする。

(議会事務局)

第18条 議会は、**議会の政策形成機能を向上させ**、議会活動を円滑かつ効率的に行うため、議会事務局の機能強化及び組織体制の整備に努めるものとする。

2 議長は、**議員の政策形成及び立案能力の向上のため**、議会事務局の調査・法務機能の充実強化を図るよう努めるものとする。

第7章 議員の政治倫理及び待遇等

(議員の政治倫理)

第 19 条 議員は、市民の厳粛な信託に応じるため、高い倫理的義務が課せられていることを自覚し、議員としての品位を保持しなければならない。

2 議員の政治倫理は、別に条例で定める。

(議員定数)

第 20 条 議員定数の改正に当たっては、行財政改革の視点だけではなく、市政の現状と課題、将来の予測と展望を考慮するものとする。

2 議員定数は、別に条例で定める。

(議員報酬)

第 21 条 議員は、議員報酬が市民の負託を受けた議員の職務遂行に対し支給されるものであることを自覚しなければならない。

2 議員報酬は、別に条例で定める。

(政務活動費)

第 22 条 政務活動費は、政策の立案及び提案並びに市政に関する調査研究その他の活動に資するために交付するものとする。

2 亀岡市議会政務活動費の交付に関する条例（平成 25 年亀岡市条例第 2 号）に定めるところにより、政務活動費の交付を受けた会派又は議員は、これを適正に執行しなければならない。

3 議会は、政務活動費の使途について公開しなければならない。

第 8 章 最高規範性及び検証等

(最高規範性)

第 23 条 この条例は、議会における最高規範である。

(条例の検証及び見直し)

第 24 条 議会は、この条例の目的が達成されているかどうかを定期的に検証し、必要があると認めるときは、この条例の規定について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

災害に関する条文（案）

案 1

（災害時の対応）

第 6 条 議会及び議員は、災害が発生した場合又は発生するおそれがある場合は、その果たすべき役割を十分に認識し、迅速かつ的確に行動するとともに、市民生活の安定及び維持に努めるものとする。

2 議会及び議員の災害時の対応について必要な事項は、別に定める。

案 2

（災害時の対応）

第 6 条 議会は、災害時においても、議会機能を的確に維持しなければならない。

2 災害時の議会の行動基準等に関しては、別に定める。

案 3

（災害時の対応）

第 6 条 議会は、大規模災害が発生し、市内全域に甚大な被害が起きたとき又はそのおそれがあるときは、的確かつ迅速な対応を図り、市民生活の安定及び維持に努めなければならない。

2 大規模災害時における議会の機能維持に関し必要な事項は、別に定める。

亀岡市議会基本条例の構成

- 第1章 総則（第1条・第2条）
- 第2章 議会及び議員の活動原則（第3条－第5条の2）
- 第3章 市民と議会の関係（第6条・第7条）
- 第4章 議会と市長等の関係（第8条－第10条の3）
- 第5章 議会の機能の強化（第11条・第12条）
- 第6章 議会の運営（第13条－第18条）
- 第7章 議員の政治倫理及び待遇等（第19条－第22条）
- 第8章 最高規範性及び検証等（第23条・第24条）

亀岡市議会基本条例

第2章 議会及び議員の活動原則

（議会の活動原則）

第3条 議会は、次の各号に掲げる原則に基づき活動しなければならない。

- (1) 公平性及び透明性を確保し、市民に開かれた議会運営を行うこと。
- (2) 市民に積極的な情報公開を行うとともに、説明責任を果たすこと。
- (3) 自由闊達な討議を行い、市政の課題に関する論点及び争点を明らかにするよう努めること。
- (4) 市政への市民参加を推進すること。
- (5) 市民の意見を的確に把握し、市長等との対論を通じて、より良い政策及び施策の実現につながるよう努めること。

（平26条例28・一部改正）

（議員の活動原則）

第4条 議員は、次の各号に掲げる原則に基づき、活動しなければならない。

- (1) 議会が言論の場であることを認識し、議員間の自由な討議を尊重すること。
- (2) 市政の課題全般について、市民の意見を的確に把握するとともに、自らの資質の向上に努め、市民の代表としてふさわしい活動を行うこと。
- (3) 議会の構成員として、一部の団体又は地域等に偏ることなく、市民全体の福祉の増進を目指して活動すること。

（会派）

第5条 議員は、議会活動を行うため、会派を結成することができる。

2 会派は、政策を中心とした同一の理念を共有する議員で構成し、活動する。

（政策研究会）

第5条の2 議員は、特定の市政の課題について会派を超えて共同して調査研究を行うため、政策研究会を結成することができる。

2 政策研究会は、政策立案又は政策提言の具現化を図り、活動の成果を議会活動に反映するよう努めるものとする。

（←災害時の対応としてここに挿入）

※災害対応マニュアルは、議会基本条例運用基準に規定し直し。